

生活福祉委員長報告

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第38号 専決処分の承認について（鳴門市国民健康保険条例の一部改正について）」ほか議案1件であります。

当委員会は、6月20日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については承認、議案1件については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

---

まず、「議案第38号 専決処分の承認について（鳴門市国民健康保険条例の一部改正について）」は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険料の基礎賦課額の賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を19万円から20万円に引き上げる改正を行うものであります。

委員からは、賦課限度額が63万円に引き上げられたのはいつだったのか、との質疑があり、理事者からは、令和2年度から63万円に引き上げた、との説明がありました。

また、委員からは、賦課限度額を超過する世帯数の増減について質疑があり、理事者からは、令和4年度の状況で改正前の賦課限度額を超過する世帯数と改正後の賦課限度額を超過する世帯数を比較すると、基礎賦課分については、7世帯減少し259世帯となり、後期高齢者支援金等賦課分については、20世帯減少し239世帯となる、との説明がありました。

次に、委員からは、賦課限度額の引き上げ額の根拠について質疑があり、理事者からは、医療給付費等の増加が見込まれる中、賦課限度額の超過世帯割合が1.5%台となるよう賦課限度額の引き上げ額を調整することで中間所得層と高所得層の引き上げ幅の公平化を図った結果、今回の引き上げ額となった、との説明がありました。

また、委員からは、賦課限度額の独自設定について質疑があり、理事者からは、県内で賦課限度額を独自に設定している団体はないこと、また、国民皆保険の考え方の下、どこにいても同じ水準の医療を同程度の保険料で受けられるよう制度が設けられていることから、独自に賦課限度額を設定することは難しい、との説明がありました。

次に、委員からは、国民健康保険料の中間値について質疑があり、理事者からは、令和3年度は1世帯あたり17万425円、令和4年度は1世帯あたり16万3,641円であった、との説明がありました。

また、委員からは、国民健康保険料における応能分と応益分の割合について質疑があり、理事者からは、応能分が56%、応益分が44%である、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認いたしました。

---

次に、「議案第43号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」は、鳴門市児童福祉審議会において、「(仮称)鳴門市子ども条例」に関する事務について調査審議するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、審議会の担当事務の追加を受け審議会の構成を変更する予定はあるのか、との質疑があり、理事者からは、審議会の構成の変更は予定していない、との説明がありました。

委員からは、審議会の担当事務を追加する場合は審議会の構成の見直しも検討した方が良くと思う、との意見や、審議会の審議内容及び結果を委員会へ報告してほしい、との意見がありました。

次に、委員からは、行政の役割を明確にし、子どもの育成、支援、保護等を推進するために「(仮称)鳴門市子ども条例」を制定するのか、との質疑があり、理事者からは、行政のほかにも家庭や学校、地域、NPOなど、それぞれの役割を明確化し、それぞれの分野の連携を図り、より一層、子どもの育成、支援、保護等の実効性を確保することが条例制定の目的の一つである、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。